

本気の

ケア労働者の賃上げを 配置基準の改善・増員もさせよう!

2月からの新賃上げ制度は私たちの声でつくったもの。でも… まだまだ足りない! 4万円以上の賃上げへ声を上げよう!

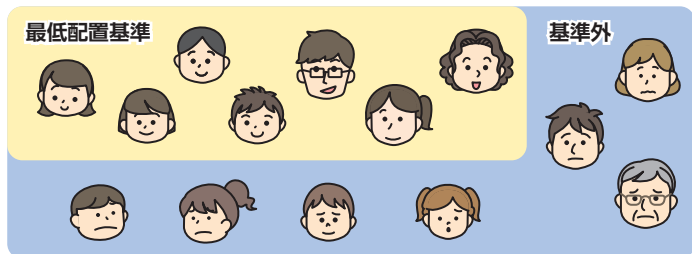
使用者(施設)が申請しないと補助金は入りません

制度はできましたが、自動的に賃金が改善されるわけではありません。職場で交渉し賃上げを行うこと。その使ったお金を施設が申請することで補助金が入ります。まずは賃金の改善をさせること。そのためにも労働組合が必要です。組合に入って交渉しましょう。

2月3月に賃上げを実施し4月に申請しないと、2・3月分のベースアップ分は4月以降の支給対象になりません。

すべてのケア労働者の賃上げを

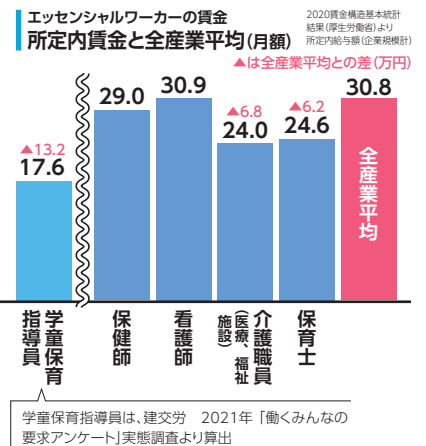
賃上げ対象職員は極めて限定的です。看護師等の処遇改善はコロナ対応や、救急病院に限られ、介護士・保育士については、最低基準内の職員数が対象です。しかし、国の最低基準では低すぎるため、現場では余分に職員を配置して対応せざるを得ない状況となっています。対象を限定するのではなく、すべての労働者の大幅賃上げを目指しましょう。



一時的な補助金ではなく、生活できる賃上げを要求しましょう。
わからないことなど困ったら労働組合に相談ください。

専門職にふさわしいケア労働者の賃金を

約2年にわたるコロナ禍のもと、私たちの暮らしの基礎を支えてきた医療・福祉・公衆衛生の体制が非常に脆弱であることが明らかになりました。ケア労働者の賃金が全産業平均に比べ低く抑えられていること。人手不足が深刻なことを明らかにすることで、岸田政権は補正予算でケア労働者の賃上げ予算を作りました。しかし、介護・保育9000円、看護4000円の賃上げでは専門性にふさわしい賃金にはまだ足りません。私たちは「4万円以上」の賃上げを求めて引き続き国・自治体に要請しています。



労働組合は現場の声を届け、政府に配置基準など制度改善と賃金の大幅引上げを要請しています。

(NHKニュース・国民春闘共闘・全労連の記者会見)

— VOICE あなたの声を聞かせてください —

医療・介護・福祉の現場で働き続けるため、地域で利用し続けるために改善してほしいことや、困っていることをご記入ください。政府・自治体にああなたの声を届けます。また労働組合はあなたの勇気を応援し、解決のために一緒に活動します。

.....

.....

.....

(任意)よろしければご記入ください

- 都道府県
- 職業
- お名前
- 連絡先

【VOICE取扱い】下記送付先にお送りください。個人情報、目的以外には使用しません。Googleフォームからも書き込めます。



働くことで困ったらお気軽にご相談ください。
お近くの労働相談センターに繋がります。

相談無料・秘密厳守

0120-378-060

お気軽にご相談ください。